# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2025年10月20日

【発行者名】 ファイブスター投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠原 直人

【本店の所在の場所】 東京都中央区入船一丁目2番9号

八丁堀MFビル

【事務連絡者氏名】 谷内 恒司

【電話番号】 03-3523-9556

【届出の対象とした募集内国投資信託 ベトナム・ロータス・ファンド

受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託 上限1,000億円

受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ベトナム・ロータス・ファンド

ただし、愛称として「ロータス」という名称を用いる場合があります。

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

- (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】
  - ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
  - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、 もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

「基準価額」とは、ファンドに属する有価証券等を時価評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の受益権総口数で除した1口当たり(便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。)の純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。
- (6) 【申込単位】

販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年10月21日から2026年4月17日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
- (8) 【由込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号: 03-3553-8711

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時までホームページアドレス:https://www.fivestar-am.co.jp/

#### (9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

EDINET提出書類 ファイプスター投信投資顧問株式会社(E27917) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

# 第二部 【ファンド情報】

# 第1 【ファンドの状況】

- 1 【ファンドの性格】
  - (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域(日本を含む。)の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資することにより、信託財産の成長を目指した運用を行います。なお、株式等に直接投資する場合があります。

- ・ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向の影響を強く受けるビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。
- ・投資するベトナム株式には、当該株式の値動きに連動する上場投資信託(ETF)を含みます。

# ファンドの基本的性格

# 1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株式
単位型投信	国 内	債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 2)属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般 大型株	年2回	日本		
中小型株 債券	年4回	北米	ファミリーファン ド	
一般 公債	年 6 回 (隔月)	区欠州		あり
社債その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月) 日々	オセアニア中南米		なし
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (株 式・一般))	( )	中近東		
資産複合		(中東)		
( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式に投資を行います。従って、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「株式」に分類されます。「株式一般」とは、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

#### <商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
  - (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
  - (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- 2.投資対象地域による区分
  - (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 3.投資対象資産による区分
  - (1)株式......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - (2)債券......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があ
  - るものをいう。
    (4)その他資産......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
  - (5)資産複合......目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4.独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)......「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する 証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信 託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型......目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分の定義>

#### 1.投資対象資産による属性区分

### (1)株式

一般..........次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株.......目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株……目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2)債券

一般.......次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債.......目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府 保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載がある ものをいう。

社債......目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による 区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについて は、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3)不動産投信......これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産.....組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合......以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については 固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するも のとする。

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

# 2.決算頻度による属性区分

年1回......目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回.....目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回.....目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月).....目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをい う。

日々…………目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他.....上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中南米...........目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ.......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド......目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン ズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファ ンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの 又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資 を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動 を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されに くい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略によ り収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型.......目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

# ファンドの特色



主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域(日本を含む。)の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。

- ●ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向の影響を強く受けるビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。
- ●投資するベトナム株式には、当該株式の値動きに連動する上場投資信託(ETF)を含みます。



銘柄選択は、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して柔軟に 行います。



実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

# 運用プロセス

主にトップダウンアプローチとボトムアップアプローチの有機的融合を通じた銘柄選択を行います。

# トップダウンアプローチ



# マクロ経済分析

ベトナムの実体経済の動向(GDP、貿易統計などの定量分析及び報道の内容等の分析)や政治情勢、 国内政策等の見通しを把握します。

# ボトムアップリサーチ



#### 個別企業のファンダメンタル分析

ベトナム株式およびベトナム関連企業の株式について特定のテーマやセクター等に限定せず、成長性・収益性・安定性、流動性の観点から分析を行い、成長が期待できる魅力的な個別銘柄を抽出します。

# トップダウンアプローチ

マクロ経済分析

# 最適ポートフォリオ

個別企業の ファンダメンタル分析

ボトムアップリサーチ

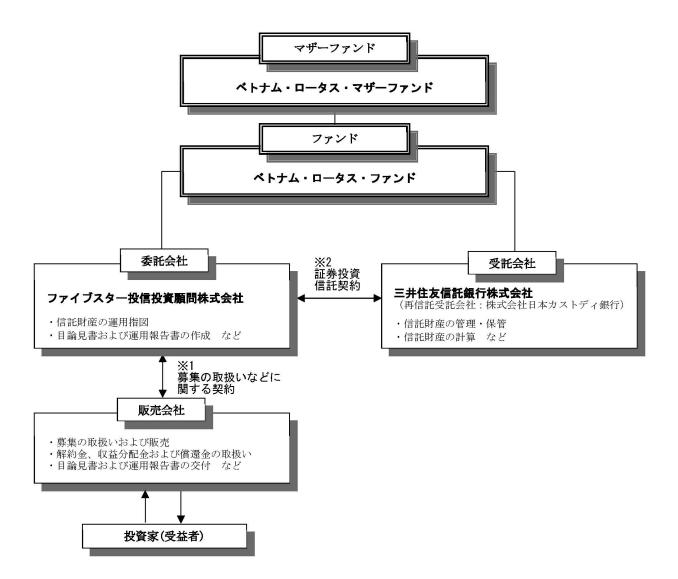
# 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- (2) 【ファンドの沿革】

2017年1月20日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始
- (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

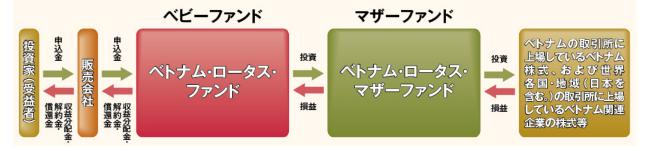


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファミリーファンドの仕組み>

# ファンドの仕組み

◆ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「ベトナム・ロータス・マザーファンド」の組入れを通じて、実際の運用を行います。



# 委託会社の概況(2025年8月末現在)

#### 1)資本金

2億3,872万円

# 2)沿革

2009年4月1日: 株式会社ファイブスター投資顧問を設立(資本金100万円)

2009年6月24日: 増資の実施(新資本金5,000万円)

2009年10月20日: 金融商品取引業登録 関東財務局長(金商)第2266号

2013年4月25日: 増資の実施(新資本金2億675万円)

2013年8月8日: ファイブスター投信投資顧問株式会社に商号変更

2014年8月29日:増資の実施(新資本金2億1,175万円)2021年3月31日:増資の実施(新資本金2億3,105万円)2022年3月31日:増資の実施(新資本金2億3,325万円)2024年3月31日:増資の実施(新資本金2億3,705万円)2025年3月31日:増資の実施(新資本金2億3,872万円)

#### 3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日産証券グループ株式会社	東京都中央区銀座6-10-1 GINZA SIX 9F	1,000株	14.58%
アイザワ証券グループ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビ ルディング7階	550株	8.02%

#### 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ベトナム・ロータス・マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要 投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドの受益証券を通じて、主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域(日本を含む)の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資することにより、信託財産の成長を目指した運用を行います。なお、株式等に直接投資する場合があります。

ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向の影響を強く受け るビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。

マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則、為替ヘッジは行いません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、投資対象国・地域における非常事態 (金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや 重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)等による市況の急激な変化が予想されると き、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合が あります。

# (2) 【投資対象】

「ベトナム・ロータス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいい、約款第24条、第25条、第26条および第33条に定めるものに限ります。)
  - 八.約束手形
  - 二. 金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、ファイブスター投信投資顧問株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたベトナム・ロータス・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17.預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債券信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

# (参考)マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第30条に定めるものに限ります。)
  - 八.約束手形
  - 二. 金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証券 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債券信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

# 投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	ベトナム・ロータス・マザーファンド
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	ベトナムの取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地
	域(日本を含む。)の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資し、信
	託財産の成長を目指した運用を行います。
	ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向
	の影響を強く受けるビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。
	投資するベトナム株式には、当該株式の値動きに連動する上場投資信託(ETF)
	を含みます。
	株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
	銘柄選択は、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して柔軟に行いま
	ं चं 。
	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、投資対象国・地域
	における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の
	導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)
	等による市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信
	託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

	有価証券届出書(内国投資作
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。
	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
	円建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の25%未満とします。
	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の
	10%以下とします。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純
	資産総額の10%以下とします。
	同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号
	の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が
	それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施
	行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含
	め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資
	産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純
	資産総額の5%以下とします。
	有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行うことができます。
	金利先渡取引、為替先渡取引は約款第23条の範囲で行うことができます。
	スワップ取引は約款第22条の範囲で行うことができます。
	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の
	純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることと
	し、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従
	い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを
	回避する目的ならびに投資対象資産を保全する目的以外には利用しません。
申込手数料	ありません
信託報酬	かかりません
信託期限	無期限
設定日	2017年1月20日
決算日	年1回1月19日(休業日の場合は翌営業日)
主な関係法人	委託会社:ファイブスター投信投資顧問株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社

# (3) 【運用体制】

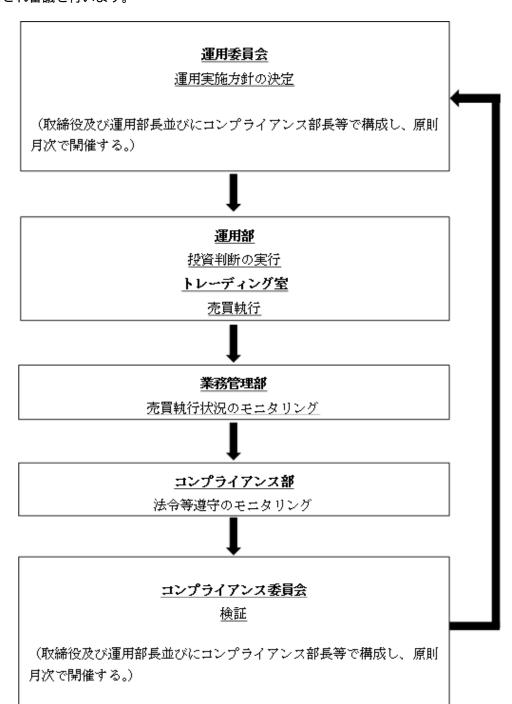
当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用委員会は、経済環境や市場動向等の調査、分析に基づいて、投資判断、運用方針、運用計画等 の運用に関する事項を協議、検討し、決定します。

運用部は、運用委員会で決定された運用計画等に従って、運用を実施します。

コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款及び社内規程等の遵守状況の確認を行います。

コンプライアンス委員会では、ファンドの運用成果の評価、運用にかかるリスクの分析・管理等が 報告され審議を行います。



### 運用に関する社内規則

運用にあたっては、関係諸法令および一般社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の 運用関連の社内規程を遵守しています。

- ・投資運用業に係る業務方法書
- ・運用基本指針
- ・運用規程
- ・運用実施細則
- ·議決権等行使指図規程
- ・内部者取引規程
- ・役職員の自己売買に関する規程
- ・運用再委任に関する規程
- ・発注先の評価・選定に係る基準

上記の運用体制は、2025年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

# (4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回(原則として1月19日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。)決算を行い、原則として次の通り分配を行う方針です。

1)分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)など の全額とします。

2)分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただ し、分配を行なわないこともあります。

3)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に 基づき運用を行ないます。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1)配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、 監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税 等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に あてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2)売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日 まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

(ベトナム・ロータス・ファンド)

- 1)マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 2)株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 3)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4)投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 6)円建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%未満とします。
- 7)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 8)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 9)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権 付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらか じめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある 新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財 産の純資産総額の10%以下とします。
- 10)信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 11)信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通 貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行 うことの指図をすることができます。
- 12)信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 13) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。なお、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14)信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を 行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取 引の決済日が、原則として、約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引

が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- 15)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図を行うこととします。
- 16) デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。) および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。) に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額(金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。)として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えないものとします。
- 17)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の 各号の範囲内で貸付ける指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - 3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、上場貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 18)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第30条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 19)信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れ指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 20) 信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 21)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることが できます。直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第5条に定め
- る信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものにつ いてはこの限りではありません。なお、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受け入 れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- 22)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手 当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、ま たは再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場 合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわ ないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開 始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払 開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払 開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当 該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度としま す。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこと とします。収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその 翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 23) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー ジャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれ ぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投 資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 24)デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに 投資対象資産を保全する目的以外には利用しません。

#### (ベトナム・ロータス・マザーファンド)

- 1)株式への投資割合には制限を設けません。
- 2)同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4)円建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の25%未満とします。
- 5)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下と
- 7)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権 付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらか じめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある 新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の 純資産総額の10%以下とします。
- 8)投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とし
- 9)信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融 商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取 引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引

法第28条第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- 10)信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 11)信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 12)信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13)信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を 行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取 引の決済日が、原則として、約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引 が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為 替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入 れの指図を行うものとします。
- 14) デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。) および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。) に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額(金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。)として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えないものとします。
- 15)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の 各号の範囲内で貸付ける指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - 3.上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 16)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第27条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超える

こととなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

- 17) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れ指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 18)信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 19)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- 20) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図を行うこととします。
- 21) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 22) デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに 投資対象資産を保全する目的以外には利用しません。

#### 法令に定められた投資制限

- 1)委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。
- 2)委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標 にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ 取引 (新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付社債 券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3)委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産についての取引の相手方の 債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託 会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図をしてはなりません。

# 3 【投資リスク】

# (1) ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

#### < 基準価額の変動要因 >

当ファンドは、投資信託証券(マザーファンド)への投資を通じて、ベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域(日本を含む。)の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式など値動きのある有価証券などを実質的な投資対象とします(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、当ファンドの基準価額は変動します。また、組入れられた有価証券等の価格の下落や、有価証券等の発行体の財務状況や業績悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。

従って、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

#### 有価証券の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に海外の株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は、当該株式等の価格変動の影響を大きく受けます。株式等の価格は政治経済情勢、発行企業の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受けて変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被る場合があります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入外貨建資産については原則、為替ヘッジを行いませんので、投資している通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被る場合があります。

#### カントリーリスク

当ファンドが投資するベトナムの経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などから株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きなものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策や税制の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被る場合があります。

# 流動性リスク

市場取引量の急激な増大、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱等が生じた場合等には、機動的に売買できない場合や、注文時に想定していた価格と大きく異なる価格で

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

売買が成立する可能性があります。従って、組入れ有価証券等の予想外の流動性があった場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被る場合があります。

# 信用リスク

当ファンドは、投資信託証券(マザーファンド)への投資を通じて、実質的に投資している有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被る場合があります。

#### 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、当ファンドが投資する投資信託証券(マザーファンド)において、組入れている有価証券等を大量に売却する場合があります。この場合、市場動向や市場の流動性等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえない場合があり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### その他のリスク

当ファンドの主要投資対象国であるベトナム政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、 償還等の支払資金の国内への回金が滞る場合があります。

(ご注意)上記は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

### < その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

# (A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならび に資金の受渡しに関する障害等)が発生したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受付を中止する場合があります。

#### (B)信託の途中終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回る場合、もしくは、受益者のために有利と認める場合、またはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

# 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

#### (A)販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お申込代金の預かり等を含みます。)について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

#### (B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

#### 収益分配に係る留意点

- (A)ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。
- (B) ファンドの収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- (C) 収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- (D) 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

# 投資信託に関する一般的な留意点

- (A) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- (B) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- (C) 当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護 の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象 とはなりません。

# (2) リスク管理体制

投資信託財産に係る運用のリスク管理は、業務管理部とコンプライアンス部が関係諸法令及び一般社団法人投資信託協会の定める諸規則等、並びに社内規程違反等がないか監視する他、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動

性リスクを含む運用リスクの状況及び運用事務状況をモニタリングします。尚、この内容については原 則月次で開催されるコンプライアンス委員会に報告されます。

# コンプライアンス部

コンプライアンス部は、法令・諸規則の遵守態勢の整備に関する事項および運用のリスク管理に関す る事項、ならびに顧客属性調査等及び対外契約審査全般に関する事項、その他コンプライアンスに関す る事項全般を統括する。

# 業務管理部

業務管理部は、法定帳簿作成・管理に係る事項、顧客管理に関する事項、その他運用事務・管理全般 に関する事項を分掌する。

# コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部が策定したコンプライアンスプログラム案の審議・ 承認する他、承認済みのコンプライアンスプログラムの進捗状況及び月次社内コンプライアンスチェッ クリストの集計報告や運用リスクモニタリング結果及び運用事故等の報告並びにリスク管理事項の見直 し及び運用委員会への上程について審議・決定する。

上記体制は2025年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# (参考情報)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資 基準価額の推移を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして 計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。(分配 実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

#### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※当ファンド及び他の代表的な資産クラスについては2020年9月~ 2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均 値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは 異なります。
- ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準 価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、 Bloomberg L.P. (ブルームバーグ・エル・ビー)が提供する円換算 の指数表示しております。

#### <各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等		
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIXとは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。株式会社JPX総研は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。株式会社JPX総研はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。		
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。		
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。		
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ボートフォリオの投資収益率・利回り・クーボン・デュレーション等の各指標が日々公まされます。NOMURA-BPI国債は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。		
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed IncomeLLC に帰属します。		
新興国債	FTSE新興国市場国債 インデックス (円ペース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC によりされ、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均したインデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすFTSE Fixed Income LLC に帰属します。		

#### 4 【手数料等及び税金】

# (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先に お問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。 申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、並びに販売の事務等の対価です。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて 得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料 はかかりません。

# (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

一部解約申込日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

#### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の配分

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額×年2.167%(税抜1.97%)

信託報酬の配分は以下の通りとなります。

委託会社	年0.95%	委託した資金の運用の対価		
販売会社	年0.95%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での		
规范云红	放売会社 70.95% ファンドの管理等の対価			
受託会社	年0.07%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		

表中の率は税抜きです。別途、消費税等がかかります。

#### 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに(ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。)信託財産中から支弁するものとします。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託銀行の立替えた立替金の利息(後記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用 および当該監査費用に係る消費税等相当額は、受益者の 負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに(ただし、当 該日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。)信託財産中から支弁するものとします。

以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- 1)この信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳票管理、法定報告等)に係る費用
- 2)振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発 行および管理事務に係る費用
- 3)有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の 作成、印刷および提出に係る費用
- 4)目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 5)信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 6)運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 7) この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8)格付の取得に要する費用
- 9)この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 10)投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用(債権回収に要する弁護士費用等を含みます。)
- 11)組入外貨建資産の保管口座開設費用、および保管費用
- 12)組入外貨建資産等の現地調査費用
  - 一部解約金の支払資金等に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産の効率的な運用に資するために有価証券を借入れた場合は、借入れに係る品貸料は信託財産中より支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税 等に相当する金額は、信託財産中より支弁します。

# < 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、 あらかじめ表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 個人受益者の場合

- 1)収益分配金に対する課税
  - ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行な われます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。
- 2)解約金および償還金に対する課税
  - ・解約時および償還時の差益(譲渡益)\*については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
    - \*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等\*1の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等\*2の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

- \*1 上場株式等とは、上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託等をいいます。
- \*2 特定公社債等とは、特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\*上記は2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

# 法人受益者の場合

- 1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税
  - ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- 2)益金不算入制度の適用

益金不算入制度の適用はありません。

- \*買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
- \*上記は2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

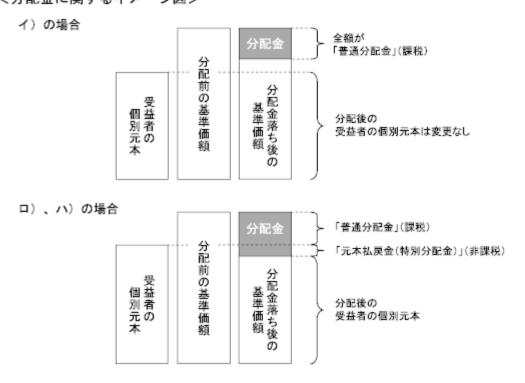
#### 個別元本

- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均 した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把 握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」 (元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

# <分配金に関するイメージ図>



ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

# 5 【運用状況】

以下は、2025年8月末日現在の運用状況であります。 また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。 投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

# (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	17,657,780,123	98.92
現金・預金・その他資産(負債控除後)	-	192,212,957	1.08
合 計(純資産総額)		17,849,993,080	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# (2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

国・	種類	銘柄名	数量又は	簿価単価	簿価金額(円)	評価単価	評価金額	投資比率
地域			額面総額	(円)		(円)	(円)	(%)
日本	親投資信託受益証券	ベトナム・ ロータス・ マザー ファンド	5,360,588,987	2.7632	14,812,379,489	3.2940	17,657,780,123	98.92

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.92
合計	98.92

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3) 【運用実績】

# 【純資産の推移】

#6	1 Pıl	純資産総	額(円)	1口当たり純貧	資産額(円)
<del>川</del>	別	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2018年1月19日)	618,247,641	618,247,641	1.2464	1.2464
第2期計算期間末	(2019年1月21日)	1,222,230,200	1,222,230,200	0.9785	0.9785
第3期計算期間末	(2020年1月20日)	2,189,904,370	2,189,904,370	1.0354	1.0354
第4期計算期間末	(2021年1月19日)	2,840,773,166	2,885,596,093	1.2676	1.2876
第5期計算期間末	(2022年1月19日)	11,991,913,499	11,991,913,499	1.9403	1.9403
第6期計算期間末	(2023年1月19日)	16,669,184,098	16,669,184,098	1.5959	1.5959
第7期計算期間末	(2024年1月19日)	20,007,234,514	20,007,234,514	2.0019	2.0019
第8期計算期間末	(2025年1月20日)	17,858,763,989	17,858,763,989	2.2380	2.2380
第9期中間期末	(2025年7月20日)	16,878,895,176	16,878,895,176	2.4017	2.4017
	2024年8月末日	18,536,360,248	-	2.1538	-
	9月末日	18,636,807,415	-	2.1802	-
	10月末日	18,756,985,813	-	2.2251	-
	11月末日	17,562,697,440	-	2.1245	-
	12月末日	18,687,955,000	-	2.3201	-
	2025年1月末日	18,106,646,667	-	2.2803	-
	2月末日	16,200,081,209	-	2.2277	-
	3月末日	15,692,748,853	-	2.1706	-
	4月末日	13,577,929,020	-	1.9037	-
	5月末日	14,958,719,967	-	2.1028	-
	6月末日	15,295,902,334	-	2.1638	-
	7月末日	16,579,633,558	-	2.4033	-
	8月末日	17,849,993,080	-	2.6279	-

# 【分配の推移】

期	期間	1口当たり分配金(円)
第1期	2017年1月20日~2018年1月19日	0.00
第2期	2018年1月20日~2019年1月21日	0.00
第3期	2019年1月22日~2020年1月20日	0.00
第4期	2020年1月21日~2021年1月19日	0.02
第5期	2021年1月20日~2022年1月19日	0.00
第6期	2022年1月20日~2023年1月19日	0.00
第7期	2023年1月20日~2024年1月19日	0.00
第8期	2024年1月20日~2025年1月20日	0.00
第9期中間期末	2025年1月21日~2025年7月20日	0.00

# 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月20日~2018年1月19日	24.6
第2期	2018年1月20日~2019年1月21日	21.5
第3期	2019年1月22日~2020年1月20日	5.8
第4期	2020年1月21日~2021年1月19日	24.4

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第5期	2021年1月20日~2022年1月19日	53.1
第6期	2022年1月20日~2023年1月19日	17.7
第7期	2023年1月20日~2024年1月19日	25.4
第8期	2024年1月20日~2025年1月20日	11.8
第9期中間期末	2025年1月21日~2025年7月20日	7.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該 計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控 除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

# (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)	
第1期	2017年1月20日	705,005,006	208,986,975	496,018,031	
	~2018年1月19日	705,005,000	200,900,973	490,010,031	
第2期	2018年1月20日	1,061,691,821	308,574,234	1,249,135,618	
<i>≯</i> 12+70	~2019年1月21日	1,001,091,021	300,374,234	1,249,133,010	
第3期	2019年1月22日	955,473,453	89,498,607	2,115,110,464	
から 外	~2020年1月20日	935,473,433	69,496,007	2,115,110,404	
第4期	2020年1月21日	604,317,790	478,281,879	2,241,146,375	
W+40	~2021年1月19日	604,317,790	470,201,079	2,241,140,370	
第5期	2021年1月20日	7,097,113,657	3,157,867,955	6,180,392,077	
THE CHAPTER	~2022年1月19日	7,097,113,037	3, 137,007,933	0,100,392,077	
第6期	2022年1月20日	9,749,754,655	5,485,244,526	10,444,902,206	
730 <del>1</del> 10	~ 2023年1月19日	9,749,704,000	3,403,244,320	10,444,902,200	
第7期	2023年1月20日	3,482,139,195	3,932,728,958	9,994,312,443	
771 <del>X</del> 0	~ 2024年1月19日	3,402,103,130	5,932,720,930	9,994,012,440	
第8期	2024年1月20日	1,684,467,697	3,699,070,859	7,979,709,281	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	~ 2025年1月20日	1,004,407,097	3,033,070,639	7,979,709,201	
第9期中間期末	2025年1月21日	477 672 640	1 420 527 006	7 027 952 004	
おりませます。	~ 2025年7月20日	477,672,619	1,429,527,906	7,027,853,994	

<sup>(</sup>注)第1期計算期間の設定口数は、当初設定口数を含みます。

<sup>(</sup>注) 本邦外における設定および解約の実績はございません。

# (参考)

# ベトナム・ロータス・マザーファンド

以下は、2025年8月末日現在の運用状況であります。 また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。 投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

### 投資状況

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ベトナム	18,149,902,464	97.92
	小計	18,149,902,464	97.92
現金・預金・その他資産(負債控除行	发)	384,905,804	2.08
合計 (純資產	<b>産総額</b> )	18,534,808,268	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# その他の資産の投資状況

# 投資資産

# 投資有価証券の主要銘柄

# イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	ベトナム	株式	軍隊商業銀行	銀行	8,215,448	92.51	760,041,011	151.53	1,244,896,693	6.72
2	ベトナム	株式	ベトナム・テクノロジカ	銀行	4,540,864	135.93	617,250,541	220.61	1,001,767,272	5.40
			ル&コマーシャル・ジョイ							
			ント・ストック・バンク							
3	ベトナム	株式	ベトナム産業貿易商業銀行	銀行	3,381,221	207.24	700,728,297	287.46	971,977,961	5.24
4	ベトナム	株式	サイゴン商信株式商業銀行	銀行	3,042,300	199.16	605,914,355	305.29	928,786,200	5.01
5	ベトナム	株式	キンバックシティグループ	不動産	4,093,333	168.48	689,647,299	224.51	918,999,513	4.96
6	ベトナム	株式	FPT コーポレーション	ソフトウェ	1,532,386	710.83	1,089,279,200	582.16	892,108,391	4.81
				ア・サービス						
7	ベトナム	株式	ビンホームズ	不動産	1,455,121	364.37	530,210,897	582.72	847,937,712	4.57
8	ベトナム	株式	テーゾイジードン投資	小売	1,911,800	328.51	628,060,442	430.63	823,294,301	4.44
9	ベトナム	株式	ホーチミン市住宅開発商業	銀行	4,329,575	125.34	542,701,402	181.05	783,902,025	4.23
			銀行							
10	ベトナム	株式	ビングループ	不動産	1,046,812	536.82	561,951,704	724.78	758,715,833	4.09
11	ベトナム	株式	ホアファットグループ	素材	4,869,187	123.20	599,919,058	150.97	735,121,125	3.97
12	ベトナム	株式	ダットサイン不動産建設	不動産	5,750,365	70.16	403,479,909	127.57	733,607,990	3.96
13	ベトナム	株式	ノ・バ・ランド・インベス	不動産	7,262,000	51.73	375,687,692	93.03	675,625,253	3.65
			トメント							
14	ベトナム	株式	フーニュアン・ジュエリー	耐久消費財・ アパレル	1,377,366	509.70	702,044,576	476.87	656,834,992	3.54
15	ベトナム	株式	ベト・キャピタル・セキュ	各種金融	2,385,600	180.77	431,266,263	257.65	614,670,714	3.32
16	ベトナム	 株式	リティーズ ビナコネックス	恣★₩	4,053,600	112 10	450 406 450	142.33	F76 00F F72	2 11
$\vdash$	ベトナム	株式	ベトナム外商銀行	資本財		113.10	458,496,152 484,081,680		576,985,573	3.11
17	ベトナム	株式	アジア・コマーシャル銀行	銀行銀行	1,411,279 3,261,920	343.00 117.81		384.39	542,494,236	2.93
19	ベトナム	株式		 運輸	2,830,000		384,316,872	153.48	500,642,906 493,473,609	2.70
20	ベトナム	株式	ベトナム航空 パン・グループ		2,504,300	152.69	432,131,843 381,321,036	174.37	470,861,616	2.66
20		作ですい	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	食品・飲料・ タバコ	2,504,500	152.26	301,321,030	188.02	470,001,010	2.54
21	ベトナム	株式	 サイゴン証券	   各種金融	1,795,482	136.76	245,564,571	233.98	420,110,469	2.27
22	ベトナム	株式	<u> </u>	運輸	413,300	674.24	278,663,502	807.79	333,861,673	1.80
23	ベトナム	株式	ベトナム投資開発銀行	銀行	1,183,562	220.05	260,448,144	236.76	280,229,015	1.51
24	ベトナム	株式	ロックファット・ベトナム	銀行	915,374	187.17	171,336,264	249.85	228,714,752	1.23
27		1/1/10	商業銀行	业以 [ ]	310,074	107.17	171,550,204	243.03	220,714,732	1.23
25	ベトナム	株式	ダットサイン不動産サービ	 不動産	2,751,133	47.45	130,542,224	71.03	195,413,664	1.05
-	`` ,	コハエリ	ス	1 <i>311</i>	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	71.40	100,072,227	71.00	100,410,004	
26	ベトナム	株式	へ   ビンホアン	食品・飲料・	561,520	350.88	197,027,368	320.33	179,873,105	0.97
	'			タバコ	,	300.00	, 32. , 300	120.00	112,5.5,.00	
27	ベトナム	株式		資本財	582,935	263.53	153,622,330	242.89	141,592,345	0.76
28	ベトナム	株式	ビグラセラ	資本財	392,000	326.92	128,156,442	349.30	136,926,266	0.74
29	ベトナム	株式	ビンコム・リテール	不動産	798,005	119.59	95,439,261	171.02	136,482,555	0.74
30		株式	ベトナムゴム工業グループ	素材	824,100	160.16	131,993,006	162.67	134,058,984	0.72
					,		, ,		, ,	

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	97.92
合計	97.92

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 八.投資株式の業種別投資比率

種類	業種	国内 / 国外	投資比率(%)
株式	銀行		35.53
	不動産		23.50
	各種金融		6.09
	資本財		5.73
	素材		5.32
	ソフトウェア・サービス		4.81
	小売	国外	4.61
	運輸		4.60
	食品・飲料・タバコ		4.05
	耐久消費財・アパレル		3.54
	保険		0.05
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器		0.03
	エネルギー		0.02
	自動車・自動車部品		0.02
	公益事業		0.00
	合計		97.92

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

### (参考情報)



データ基準日:2025年8月末現在

#### 基準価額・純資産の推移 (億円) (円) 30,000 250 純資産総額(右軸) 基準価額(左軸) 25,000 200 分配金再投資基準価額(左軸) 20,000 150 15,000 100 10,000 50 5,000 0

17/1/20 18/1/22 19/1/21 20/1/20 21/1/20 22/1/20 23/1/20 24/1/22 25/1/20 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しております。

# 基準価額および純

基準価額(1万口当たり)	26,279円
純資産総額	17.849百万円

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。 ※純資産総額の単位未満は切り捨てしています。

# 分配の推移

決算期	分配金
第 4 期(2021年 1 月19日)	200円
第5期(2022年1月19日)	0円
第6期(2023年1月19日)	0円
第7期(2024年1月19日)	0円
第8期(2025年1月20日)	0円
設定来累計	200円

※分配金は、1万口当たり税引前の金額です。 ※分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。 あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金か支払われない場合もあります。 ※一印は該当がないことを表しています。

### 要な資産の状況

#### ◆資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	98.9
現金その他	1.1

- ※比率はファンドの純資産総額に 対する当該資産の時価の比率です。 ※比率は小数点第2位を四括五入して
- ※比率は70数点第と位を出活五人しております。 参純資産総額の単位未満は切り捨てしています。 ※追加設定の計上タイミングと投資対象の購入処理等のタイミングのすれ等により、比率が100%を超える場合があります。

#### ◆ボートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.9
(内 ベトナム)	(97.9)

- ※比率はマザーファンドの純資産 総額に対する当該資産の時価の 比率です。 ※比率は小数点第2位を四括五入し ております。

#### ◆組入上位5業種

順位	業種	投資比率 (%)
1	銀行	35.5
2	不動産	23.5
3	各種金融	6.1
4	資本財	5.7
5	素材	5.3

※比率はマザーファントの純資産総額 に対する当該資産の時価の比率 です。 ※比率は小数点第2位を四捨五入し

#### ◆組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/ 地域	業種	投資比率(%)
1	軍隊商業銀行	株式	ベトナム	銀行	6.7
2	ベトナム・テクノロジカル&コマー シャル・ジョイント・ストック・バンク	株式	ベトナム	銀行	5.4
3	ベトナム産業貿易商業銀行	株式	ベトナム	銀行	5.2
4	サイゴン商信株式商業銀行	株式	ベトナム	銀行	5.0
5	キンバックシティグループ	株式	ベトナム	不動産	5.0
6	FPT コーポレーション	株式	ベトナム	ソフトウェア・サービス	4.8
7	ピンホームズ	株式	ベトナム	不動産	4.6
8	テーゾイジードン投資	株式	ベトナム	小売	4.4
9	ホーチミン市住宅開発 商業銀行	株式	ベトナム	銀行	4.2
10	ピングループ	株式	ベトナム	不動産	4.1

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

# 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- 楽当ファンドにはベンチマークはありません。
- ※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の 騰落率です。 ※2017年は設定日(2017年1月20日)から年末までの騰落率を、
- 2025年は年初から8月末までの騰落率を、それぞれ表しています。 ※比率は小数点第2位を四括五入しております。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認 いただけます。

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### (参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ベトナム・ロータス・ファンド	2.69%	2.18%	0.51%

<sup>※</sup>対象期間は2024年1月20日~2025年1月20日です。 ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。 ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

# 第2【管理及び運営】

- 1 【申込(販売)手続等】
  - (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 申込み不可日

申込日が米国またはベトナムの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取 得申込みを受付けません。

(5) 取扱時間

原則として、営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に 係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号: 03-3553-8711

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時までホームページアドレス:https://www.fivestar-am.co.jp/

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

### 2 【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1) 一部解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 一部解約申込み不可日

一部解約の実行の請求の申込日が米国またはベトナムの証券取引所または銀行のいずれかの休業日と 同一の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

(3) 取扱時間

原則として、営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限(1億口または1億円以上の解約は、正午まで)を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番号:03-3553-8711

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時までホームページアドレス: https://www.fivestar-am.co.jp/

#### (6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

### (7) 解約単位

1口または1円単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生したとき等には、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (9) 受付の中止および取消
  - ・金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災 害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少なら びに資金の受渡しに関する障害等)が発生したときなどには、第1項による一部解約の実行の請求の 受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
  - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

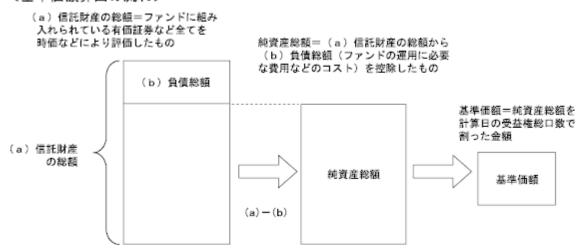
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額 (純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万 口当たりに換算した価額で表示することがあります。

### <基準価額算出の流れ>



#### 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価し ます。

#### < 主な資産の評価方法 >

マザーファンドの受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

#### 株式

原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場 (外国で取引されているもの については、原則として、基準価額計算日の前営業日の最終相場)で評価します。

### 外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号: 03-3553-8711

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時までホームページアドレス:https://www.fivestar-am.co.jp/

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

原則として、無期限とします(2017年1月20日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4) 【計算期間】

原則として、毎年1月20日から翌年1月19日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

### (5) 【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により受益権の口数が1億口を下回ることとなった場合
  - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約 し繰上償還させます。
  - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - 八)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき (監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたとき は、書面決議で可決された場合、存続します。)
  - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどし て解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合 (以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際に は、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除く併合(以下、「重大な約款変更等」といいます。)については、書面決議を行ないます。
- 3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

### 書面決議

1)繰上償還、重大な約款変更等に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れて いる受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもっ て行ないます。
- 4)繰上償還、重大な約款変更等に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電 磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドに おいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできませ ん。

公告

公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.fivestar-am.co.jp

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新 聞に掲載する方法とします。

運用報告書の作成

- 1)委託会社は、毎年1月19日(休業日の場合は翌営業日。)および償還後に期中の運用経過、組入有 価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れ ている受益者に交付します。
- 2)委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法 により受益者に提供することができます。
- 3)前2)の規定に係らず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の 方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期 間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に 1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできませ  $h_{\circ}$ 

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
  - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を 有します。
  - ・「分配金受取コース」における収益分配金は、税金を差し引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内 の委託会社の指定する日(原則として計算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受 益者に支払います。
  - ・「分配金再投資コース」における収益分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づいて、 決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

ファイプスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社が指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

# 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2024年1月20日から 2025年1月20日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

# 1 【財務諸表】

# 【ベトナム・ロータス・ファンド】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(十四:13)
	第7期	第8期
	(2024年1月19日現在)	(2025年1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	595,818,653	481,080,338
親投資信託受益証券	19,865,944,027	17,691,812,628
流動資産合計	20,461,762,680	18,172,892,966
資産合計	20,461,762,680	18,172,892,966
負債の部		
流動負債		
未払解約金	231,918,799	109,706,228
未払受託者報酬	7,790,726	7,156,373
未払委託者報酬	211,462,575	194,244,268
その他未払費用	3,356,066	3,022,108
流動負債合計	454,528,166	314,128,977
負債合計	454,528,166	314,128,977
純資産の部		
元本等		
元本	9,994,312,443	7,979,709,281
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	10,012,922,071	9,879,054,708
(分配準備積立金)	1,370,325,448	2,533,681,714
元本等合計	20,007,234,514	17,858,763,989
純資産合計	20,007,234,514	17,858,763,989
負債純資産合計	20,461,762,680	18,172,892,966
<del>-</del>		

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		( , )
	第7期	第8期
	自 2023年1月20日	自 2024年1月20日
	至 2024年1月19日	至 2025年1月20日
有価証券売買等損益	4,676,366,474	2,639,868,601
営業収益合計	4,676,366,474	2,639,868,601
営業費用		
受託者報酬	14,548,422	14,928,334
委託者報酬	394,885,919	405,197,358
その他費用	6,790,926	6,304,651
営業費用合計	416,225,267	426,430,343
営業利益又は営業損失( )	4,260,141,207	2,213,438,258
経常利益又は経常損失()	4,260,141,207	2,213,438,258
当期純利益又は当期純損失( )	4,260,141,207	2,213,438,258
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	886,129,787	594,011,807
期首剰余金又は期首欠損金( )	6,224,281,892	10,012,922,071
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,864,444,135	1,999,697,028
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,864,444,135	1,999,697,028
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,449,815,376	3,752,990,842
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,449,815,376	3,752,990,842
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	10,012,922,071	9,879,054,708
<del>-</del>		

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及	親投資信託受益証券
び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資
	信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基	有価証券売買等損益
準	約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成の	計算期間の取扱い
ための基礎となる事項	当計算期間は当期末が休日のため、2024年1月20日から2025年1月20日までと
	なっております。

# (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

15日	第7期	第8期
項目	2024年1月19日現在	2025年1月20日現在
1.期首元本額	10,444,902,206円	9,994,312,443円
期中追加設定元本額	3,482,139,195円	1,684,467,697円
期中一部解約元本額	3,932,728,958円	3,699,070,859円
2.元本の欠損	-円	-円
3.計算期間末日における受益権の総数	9,994,312,443□	7,979,709,281□

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第7期			第8期	
項目	自	2023年 1月20日		自	2024年 1月20日	
	至	2024年 1月19日		至	2025年 1月20日	
分配金の計算過程						
A 費用控除後の配当等収益額		272,679,185	円		171,807,430	円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価		648,825,895	円		1,447,619,021	н
証券売買等損益額		040,023,093	ΙJ		1,447,019,021	IJ
C 収益調整金額		8,642,596,623	円		7,345,372,994	円
D 分配準備積立金額		448,820,368	円		914,255,263	円
E 当ファンドの分配対象収益額		10,012,922,071	Ħ		9,879,054,708	田
( A+B+C+D )		10,012,322,071	ΙJ		3,073,004,700	' '
F 当ファンドの期末残存口数		9,994,312,443			7,979,709,281	
G 1万口当たり収益分配対象額		10,018.62	Н		12,380.21	μ
(E/F×10,000)		10,010.02	ΙJ		12,300.21	1 1
H 1万口当たり分配金額		-	円		-	円
I 収益分配金金額 (F×H/10,000)		-	円		-	円

# (金融商品に関する注記)

### 金融商品の状況に関する事項

	第7期	第8期
区分	自 2023年 1月20日	自 2024年 1月20日
	至 2024年 1月19日	至 2025年 1月20日

		有価証券/
1. 金融商品に対する取組	当ファンドは、投資信託及び投資	同左
方針	法人に関する法律第2条第4項に定	
	める証券投資信託であり、信託約	
	款に規定する運用の基本方針に従	
	い、有価証券等の金融商品に対し	
	て投資として運用することを目的	
	としております。	
2.金融商品の内容及び当	当ファンドは、売買目的有価証	同左
該金融商品に係るリスク	券、金銭信託等の金銭債権及び金	
	銭債務を保有しております。当	
	ファンドが保有する有価証券の詳	
	細は(有価証券に関する注記)に	
	記載しております。これらは、価	
	格変動リスク、金利変動リスク、	
	為替変動リスク等の市場リスク、	
	流動性リスク、信用リスク、カン	
	トリーリスク等があります。	
3.金融商品に係るリスク	複数の部署において信託約款等の	同左
管理体制	遵守状況、市場リスク、信用リス	
	ク、流動性リスク等のモニタリン	
	グを行いコンプライアンス委員会	
	において評価しております。信託	
	財産全体としてのリスク管理を、	
	金融商品、リスクの種類ごとに	
	行っております。	

# 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月19日現在 2025年1月20日現在  1.貸借対照表計上額、時 貸借対照表計上額は原則として 時価で計上されているため、差額 はありません。  2.時価の算定方法 (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。  3.金融商品の時価等に関する事項についての補足は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ	ΕZΛ	第7期	第8期
価及びその差額 時価で計上されているため、差額 はありません。  2.時価の算定方法 (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	区分	2024年1月19日現在	2025年1月20日現在
2.時価の算定方法 (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。  3.金融商品の時価等に関する事項についての補足は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ	1.貸借対照表計上額、時	貸借対照表計上額は原則として	同左
2.時価の算定方法 (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。  3.金融商品の時価等に関する事項についての補足は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ	価及びその差額	時価で計上されているため、差額	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。  3.金融商品の時価等に関する事項についての補足は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ		はありません。	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。  3.金融商品の時価等に関する事項についての補足は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ			
する注記)「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金銭債権及び金銭 債務 (3)上記以外の金銭債権及び金銭 債務 (5期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。  3.金融商品の時価等に関する事項についての補足 は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ	2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭 債務 短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額を時価としております。  3.金融商品の時価等に関する事項についての補足 説明 るため、異なる前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ		(重要な会計方針に係る事項に関	同左
す。		する注記)「有価証券の評価基準	
(2) デリバティブ取引 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭 債務 原期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額を時価としておりま す。		及び評価方法」に記載しておりま	
該当事項はありません。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭 債務 短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額を時価としておりま す。  3.金融商品の時価等に関 する事項についての補足 説明 るため、異なる前提条件等によっ		す。	
(3)上記以外の金銭債権及び金銭 債務 短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額を時価としておりま す。		(2) デリバティブ取引	(2) デリバティブ取引
(債務) (債務) (債務) 短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額を時価としております。		該当事項はありません。	同左
短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額を時価としておりま す。		(3)上記以外の金銭債権及び金銭	(3)上記以外の金銭債権及び金銭
<ul> <li>帳簿価額にほぼ等しいことから、</li> <li>当該帳簿価額を時価としております。</li> <li>3.金融商品の時価等に関する事項についての補足は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ</li> </ul>		債務	債務
当該帳簿価額を時価としております。  3.金融商品の時価等に関 金融商品の時価の算定において 同左 は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ		短期間で決済されるため、時価は	同左
す。		帳簿価額にほぼ等しいことから、	
3. 金融商品の時価等に関 金融商品の時価の算定において 同左 する事項についての補足 は一定の前提条件等を採用してい るため、異なる前提条件等によっ		当該帳簿価額を時価としておりま	
する事項についての補足 は一定の前提条件等を採用してい 説明 るため、異なる前提条件等によっ		す。	
する事項についての補足 は一定の前提条件等を採用してい 説明 るため、異なる前提条件等によっ			
説明るため、異なる前提条件等によっ			同左
た担合 ― 半弦価類が見かる= レキ	説明		
		た場合、当該価額が異なることも	
あります。		あります。 	

### (有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

種類	第7期 2024年1月19日現在	第8期 2025年1月20日現在
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	4,337,018,275	2,131,420,229
合計	4,337,018,275	2,131,420,229

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

項目	第7期 2024年1月19日現在	第8期 2025年1月20日現在	
	2024年1月19日現任	2025年1月20日現任	
1口当たり純資産額	2.0019円	2.2380円	
(1万口当たり純資産額)	(20,019円)	(22,380円)	

# (4)【附属明細表】

2025年1月20日現在

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類 銘柄		券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ベトナム・ロータス・マザーファンド	6,404,507,902	17,691,812,628	
合計		6,404,507,902	17,691,812,628	

(注)券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは、「ベトナム・ロータス・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。ただし、以下に記載した情報は監査の対象外です。

「ベトナム・ロータス・マザーファンド」の状況

### (1)貸借対照表

(単位:円)

		(単1位:円)
	(2024年 1月19日現在)	(2025年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	203,640,134	110,120,706
金銭信託	69,500,885	26,831,868
株式	19,472,073,339	17,432,550,254
未収入金	168,574,720	122,393,420
未収配当金	22,231,931	612,304
流動資産合計	19,936,021,009	17,692,508,552
資産合計	19,936,021,009	17,692,508,552
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	444,240
未払金	70,256,720	-
その他未払費用	3,132	-
流動負債合計	70,259,852	444,240
負債合計	70,259,852	444,240
純資産の部		
元本等		
元本	8,220,277,249	6,404,507,902
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	11,645,483,908	11,287,556,410
元本等合計	19,865,761,157	17,692,064,312
純資産合計	19,865,761,157	17,692,064,312
負債純資産合計	19,936,021,009	17,692,508,552

#### (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及

株式

び評価方法

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、 金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。

3. 収益及び費用の計上基 準 (1)受取配当金

受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を 計上しております。

(2)有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

4. その他財務諸表作成の

外貨建資産等の会計処理

ための基礎となる事項

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

# (貸借対照表に関する注記)

項目	2024年1月19日現在	2025年1月20日現在
1.期首	2023年1月20日	2024年1月20日
期首元本額	8,788,169,091 円	8,220,277,249 円
期首より計算期間末日までの追加設定 元本額	373,372,989 円	320,495,653 円
期首より計算期間末日までの一部解約 元本額	941,264,831 円	2,136,265,000 円
計算期間末日における元本の内訳 ベトナム・ロータス・ファンド	8,220,277,249 円	6,404,507,902 円
2.元本の欠損	- 円	- 円
3.受益権の総数	8,220,277,249 🏻	6,404,507,902 □

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

T.D.	自 2023年1月20日	自 2024年1月20日
項目	至 2024年1月19日	至 2025年1月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資	同左
	法人に関する法律第2条第4項に	
	定める証券投資信託であり、信	
	託約款に規定する運用の基本方	
	針に従い、有価証券等の金融商	
	品に対して投資として運用する	
	ことを目的としております。	
2.金融商品の内容及び当該金	当ファンドは、売買目的有価証	同左
融商品に係るリスク	券、デリバティブ取引のほか、	
	金銭信託等の金銭債権及び金銭	
	債務を保有しております。当	
	ファンドが保有する有価証券の	
	詳細は(有価証券に関する注	
	記)に記載しております。ま	
	た、当ファンドは、有価証券の	
	為替変動リスクの低減を目的と	
	して、為替予約取引を行ってお	
	ります。なお、当ファンドが保	
	有する為替予約取引の詳細は、	
	(デリバティブ取引に関する注	
	記)に記載しております。これ	
	らは、価格変動リスク、金利変	
	動リスク、為替変動リスク等の	
	市場リスク、流動性リスク、信	
	用リスク、カントリーリスク等	
	があります。	
3.金融商品に係るリスク管理	複数の部署において信託約款等	同左
体制	の遵守状況、市場リスク、信用	
	リスク、流動性リスク等のモニ	
	タリングを行いコンプライアン	
	ス委員会において評価しており	
	ます。信託財産全体としてのリ	
	スク管理を、金融商品、リスク	
	の種類ごとに行っております。	

### 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年1月19日現在	2025年1月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び	貸借対照表計上額は原則として時	同左
その差額	価で計上されているため、差額は	
	ありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	(重要な会計方針に係る事項に関	同左
	する注記)「有価証券の評価基準	
	及び評価方法」に記載しておりま	
	す。	(2) デリバティブ取引
	(2) デリバティブ取引	(デリバティブ取引に関する注
	該当事項はありません。	記)に記載しております。
	(3)上記以外の金銭債権及び金	(3)上記以外の金銭債権及び金
	銭債務	銭債務
	短期間で決済されるため、時価は	同左
	帳簿価額にほぼ等しいことから、	
	当該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
3. 金融商品の時価等に関する事	金融商品の時価の算定においては	同左
項についての補足説明	一定の前提条件等を採用している	
	ため、異なる前提条件等によった	
	場合、当該価額が異なることもあ	
	ります。	

### (有価証券に関する注記)

(単位:円)

	2024年1月19日現在	2025年1月20日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,030,693,480	1,532,302,283
合計	3,030,693,480	1,532,302,283

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年1月19日現在)

該当事項はありません。

(2025年1月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

市場取引					
以外の取	為替予約取引				
31					
	売建	50,000,000	-	50,444,240	444,240
	ベトナム・ドン	50,000,000	-	50,444,240	444,240
合計		50,000,000	-	50,444,240	444,240

#### (注)時価の算定方法

- 1.計算期間末日の対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 1)計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しております。
  - 2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
    - 口)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

項目	2024年1月19日現在	2025年1月20日現在	
1口当たり純資産額	2.4167円	2.7624円	
(1万口当たり純資産額)	(24,167円)	(27,624円)	

EDINET提出書類 ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

# (3)附属明細表

2025年1月20日現在

# 第1 有価証券明細表

# (1) 株式

通貨	銘 ;	柄	株式数(株)	評価 単価	評価金額	備考	
----	-----	---	--------	----------	------	----	--

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

					최선 <u>) 書i</u>
	ベトナム空港社	114,100	122,500	13,977,250,000	
	ナムベト水産	80	18,700	1,496,000	
	サオマイ建設	708,528	8,030	5,689,479,840	
	ベトナム投資開発銀行	4,733,562	39,500	186,975,699,000	
	ビン・ミン・プラスチックス	419,200	127,400	53,406,080,000	
	CMC技術グループ	1,138	47,450	53,998,100	
	世紀不動産	111,500	7,070	788,305,000	
	コテコンズ建設	134,700	74,000	9,967,800,000	
	ベトナム産業貿易商業銀行	5,181,221	37,200	192,741,421,200	
	ヴィエティンバンク証券	20,000	33,750	675,000,000	
	ドゥックザン化学	31,400	109,800	3,447,720,000	
	デジワールド・コーポレーション	20,638	37,700	778,052,600	
	ドンハイ・オブ・ベンチェー	7,534	37,000	278,758,000	
	ダナンゴムタイヤ	31,500	27,950	880,425,000	
	ダットサイン不動産建設	5,332,885	15,000	79,993,275,000	
	ダットサイン不動産サービス	351,133	6,780	2,380,681,740	
	エクシムバンク	107,000	18,300	1,958,100,000	
	フェコン地下工事・基礎技術	50,087	15,450	773,844,150	
	サオタ食品	21,500	46,350	996,525,000	
	FPT コーポレーション	1,914,645	149,000	285,282,105,000	
	FPTリテール	114,255	187,000	21,365,685,000	
	ペトロベトナムガス	2,121	66,800	141,682,800	
	  ベトナム電気設備	10,040	19,100	191,764,000	
	├────────────────────────────────────	6,666	62,000	413,292,000	
トナム・ドン	ベトナムゴム工業グループ	1,424,100	28,750	40,942,875,000	
	ホーチミン市住宅開発商業銀行	6,629,575	22,500	149,165,437,500	
	ハド・グループ	261,250	27,600	7,210,500,000	
	ホアファットグループ	4,507,656	26,500	119,452,884,000	
	ホアセン・グループ	381,000	17,500	6,667,500,000	
	VICEM八ティエンセメント	59,080	12,600	744,408,000	
	ベトナム航空	3,130,000	27,050	84,666,500,000	
	ベトナム工業団地都市開発	1,266,900	54,400	68,919,360,000	
	国際投資開発	260,006	7,700	2,002,046,200	
	キンバックシティグループ	693,333	29,850	20,695,990,050	
	カンディエン不動産	171,300	34,400	5,892,720,000	
	カイホアイランド不動産	23,500	5,320	125,020,000	
	リゼン	40,000	10,600	424,000,000	
	・ - ・   ロックファット・ベトナム商業銀行	3,365,374	31,900	107,355,430,600	
	軍隊商業銀行	6,032,643	21,500	129,701,824,500	
	軍隊保険	90,603	17,000	1,540,251,000	
	マリタイムバンク	566,740	10,900	6,177,466,000	
	マッサングループ	5,000	65,900	329,500,000	
	テーゾイジードン投資	1,111,800	57,700	64,150,860,000	
	ナムキム鉄鋼	436,600	13,950	6,090,570,000	
	ナムロン投資	380,000	33,100	12,578,000,000	
	ノ・バ・ランド・インベストメント				
	フ・ハ・フンド・1 フハスドメフト 	6,362,000	9,280	59,039,360,000	

	1			1 有側趾分曲	山青(八
	フオンドン銀行	556,600	10,650	5,927,790,000	
	パン・グループ	2,604,300	25,400	66,149,220,000	
	第1送電線建設	71,010	22,550	1,601,275,500	
	ペトロベトナム総合サービス	86,529	23,300	2,016,125,700	
	フォックホアゴム	10,060	51,300	516,078,000	
	ベトナム・ナショナル・ペトリアム・グ	310,000	40,000	12,400,000,000	
	ループ				
	フーニュアン・ジュエリー	1,467,066	95,200	139,664,683,200	
	フータイ	39,415	62,500	2,463,437,500	
	ペトロベトナム・ドリリング	20,000	23,300	466,000,000	
	クアンガイ製糖	98,700	50,900	5,023,830,000	
	リー冷蔵電気工業	1,100	66,700	73,370,000	
	サイゴンハノイ銀行	22,500	10,200	229,500,000	
	シーバンク	30,275	17,900	541,922,500	
	サイゴン証券	4,445,482	24,550	109,136,583,100	
	サイゴン商信株式商業銀行	5,599,900	35,750	200,196,425,000	
	ベトナム・テクノロジカル&コマーシャ	5,490,864	24,400	133,977,081,600	
	ル・ジョイント・ストック・バンク				
	ベトナム外商銀行	1,880,187	92,500	173,917,297,500	
	ベト・キャピタル・セキュリティーズ	3,755,600	32,450	121,869,220,000	
	ビグラセラ	92,000	49,600	4,563,200,000	
	ビンホアン	411,520	67,100	27,612,992,000	
	ビンホームズ	274,621	40,100	11,012,302,100	
	ベトナム国際銀行	585,796	19,850	11,628,050,600	
	ビングループ	99,812	40,450	4,037,395,400	
	ベトジェット航空	3,300	99,000	326,700,000	
	VNダイレクト証券	5,000	12,150	60,750,000	
	ベトナム乳業(ビナミルク)	1,400	62,000	86,800,000	
	VPバンク	1,500,000	18,450	27,675,000,000	
	ビンコム・リテール	98,005	16,550	1,621,982,750	
	ベトテル郵便	50,114	162,300	8,133,502,200	
ベトナム・ドン		00 007 045		2,829,959,456,930	
小計		86,235,049		(17,432,550,254)	
<b>△</b> ÷1				17,432,550,254	
合計		86,235,049		(17,432,550,254)	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
  - 2.合計欄は、邦貨額であります。( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しており ます。
  - (2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

### 外貨建有価証券の内訳

		   組入株式	有価証券の
通貨	銘柄数	時価比率	合計金額
		内侧心平	に対する比率

EDINET提出書類 ファイプスター投信投資顧問株式会社(E27917) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ベトナム・ドン株式	75銘柄	100.00%	100.00%
-----------	------	---------	---------

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

### 【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2025年1月21日から2025年7月20日まで)の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

# 【ベトナム・ロータス・ファンド】

# (1) 【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	第8期計算期間末	第9期中間計算期間末
	(2025年 1月20日現在)	(2025年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	481,080,338	463,633,658
親投資信託受益証券	17,691,812,628	16,723,971,351
流動資産合計	18,172,892,966	17,187,605,009
資産合計	18,172,892,966	17,187,605,009
負債の部		
流動負債		
未払解約金	109,706,228	139,693,821
未払受託者報酬	7,156,373	5,891,002
未払委託者報酬	194,244,268	159,898,417
その他未払費用	3,022,108	3,226,593
流動負債合計	314,128,977	308,709,833
負債合計	314,128,977	308,709,833
純資産の部		
元本等		
元本	7,979,709,281	7,027,853,994
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	9,879,054,708	9,851,041,182
(分配準備積立金)	2,533,681,714	2,095,669,741
元本等合計	17,858,763,989	16,878,895,176
純資産合計	17,858,763,989	16,878,895,176
負債純資産合計	18,172,892,966	17,187,605,009

# (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四:11)
	第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
	自2024年1月20日	自2025年1月21日
	至2024年7月19日	至2025年7月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,141,138,316	1,277,158,723
二 営業収益合計	3,141,138,316	1,277,158,723
営業費用		
受託者報酬	7,771,961	5,891,002
委託者報酬	210,953,090	159,898,417
その他費用	3,282,543	3,226,593
三年 営業費用合計	222,007,594	169,016,012
二 営業利益又は営業損失( )	2,919,130,722	1,108,142,711
経常利益又は経常損失( )	2,919,130,722	1,108,142,711
ーー 中間純利益又は中間純損失( )	2,919,130,722	1,108,142,711
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	416,200,913	82,196,921
期首剰余金又は期首欠損金( )	10,012,922,071	9,879,054,708
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,436,253,751	540,760,082
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	1,436,253,751	540,760,082
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,413,683,031	1,759,113,240
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	2,413,683,031	1,759,113,240
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	-	-
分配金	-	-
ーー 中間剰余金又は中間欠損金( )	11,538,422,600	9,851,041,182

# (3)【中間注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び	親投資信託受益証券
評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受
	益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。

# (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第8期計算期間末	第9期中間計算期間末	
· 块日	2025年1月20日現在	2025年7月20日現在	
1.期首元本額	9,994,312,443円	7,979,709,281円	
期中追加設定元本額	1,684,467,697円	477,672,619円	
期中一部解約元本額	3,699,070,859円	1,429,527,906円	
2.元本の欠損	-円	-円	
3.中間計算期間末日における受益権の総数	7,979,709,281□	7,027,853,994□	

# (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
自 2024年1月20日	自 2025年1月21日
至 2024年7月19日	至 2025年7月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の時価等に関する事項

	第8期計算期間末	第9期中間計算期間末
項目	2025年1月20日現在	2025年7月20日現在
1.中間貸借対照表計	貸借対照表計上額は原則として時価で計上さ	中間貸借対照表計上額は原則として時価で
上額、時価及びその	れているため、差額はありません。	計上されているため、差額はありません。
差額		
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	同左
	に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務	(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に	同左
	ほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価と	
	しております。	
3.金融商品の時価等	金融商品の時価の算定においては一定の前提	同左
に関する事項につい	条件等を採用しているため、異なる前提条件	
ての補足説明	等によった場合、当該価額が異なることもあ	
	ります。	

# (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
话口		第8期計算期間末	第9期中間計算期間末	
	項目	2025年1月20日現在	2025年7月20日現在	
	1口当たり純資産額	2.2380円	2.4017円	
(1万口当たり純資産額)		(22,380円)	(24,017円)	

## (参考)

当ファンドは「ベトナム・ロータス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、以下に記載した情報は監査の対象外です。

「ベトナム・ロータス・マザーファンド」の状況

## (1)貸借対照表

(単位:円)

	(0005	(丰区,门)
	(2025年 1月20日現在)	(2025年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	110,120,706	143,848,995
金銭信託	26,831,868	20,906,865
株式	17,432,550,254	16,519,678,100
未収入金	122,393,420	38,253,488
未収配当金	612,304	1,034,547
流動資産合計	17,692,508,552	16,723,721,995
資産合計	17,692,508,552	16,723,721,995
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	444,240	-
流動負債合計	444,240	-
負債合計	444,240	-
純資産の部		
元本等		
元本	6,404,507,902	5,576,701,908
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	11,287,556,410	11,147,020,087
元本等合計	17,692,064,312	16,723,721,995
純資産合計	17,692,064,312	16,723,721,995
負債純資産合計	17,692,508,552	16,723,721,995

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	有価証券届出書(内国	投資信託受益証券)
1. 有価証券の評価基	株式	
準及び評価方法	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融	
	商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、ま	
	たは金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. デリバティブの評	為替予約取引	
価基準及び評価方法	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	
3. 収益及び費用の計	(1)受取配当金	
上基準	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上	
	しております。	
	(2)有価証券売買等損益	
	約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作	外貨建資産等の会計処理	
成のための基礎とな	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。	
る事項		

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2025年1月20日現在	2025年7月20日現在
1.期首	2024年1月20日	2025年1月21日
期首元本額	8,220,277,249 円	6,404,507,902 円
期中追加設定元本額	320,495,653 円	- 円
期中一部解約元本額	2,136,265,000 円	827,805,994 円
元本の内訳		
ベトナム・ロータス・ファンド	6,404,507,902 円	5,576,701,908 円
2.元本の欠損	- 円	- 円
3.開示対象ファンドの計算期間の中間計算	6,404,507,902 □	5,576,701,908 □
期間末日における受益権の総数	0,404,507,902 Д	5,576,701,906 Д

は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月20日現在	2025年7月20日現在

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1. 貸借対照表計上	貸借対照表計上額は原則として時価で計上さ	同左
額、時価及びその差	れているため、差額はありません。	
額		
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	同左
	に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	当該事項はありません。
	に記載しております。	
	(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務	(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に	同左
	ほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価と	
	しております。	
3.金融商品の時価等	金融商品の時価の算定においては一定の前提	同左
に関する事項につい	条件等を採用しているため、異なる前提条件	
ての補足説明	等によった場合、当該価額が異なることもあ	
	ります。	

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2025年1月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
<b>△</b> 万	↑宝犬貝 		うち1年超	h4.1ml	計順摂血
市場取引以外の 取引	   為替予約取引 				
	売建	50,000,000	-	50,444,240	444,240
	ベトナム・ド ン	50,000,000	-	50,444,240	444,240
合計		50,000,000	-	50,444,240	444,240

## (注)時価の算定方法

- 1.計算期間末日の対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- 1)計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しております。
- 2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
  - 口)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(2025年7月20日現在)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

項目	2025年1月20日現在	2025年7月20日現在
1口当たり純資産額	2.7624円	2.9989円
(1万口当たり純資産額)	(27,624円)	(29,989円)

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2025年8月29日現在)

項目	金額または口数
資産総額	17,982,620,244 円
負債総額	132,627,164 円
純資産総額( - )	17,849,993,080 円
発行済口数	6,792,574,070 □
1口当たり純資産額( / )	2.6279 円

## (参考)

ベトナム・ロータス・マザーファンド

## (2025年8月29日現在)

項目	金額または口数
資産総額	18,617,472,435 円
負債総額	82,664,167 円
純資産総額( - )	18,534,808,268 円
発行済口数	5,626,909,438 口
1口当たり純資産額( / )	3.2940 円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少 および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録する ものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先 口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の 振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、 一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の 法令などにしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年8月末現在の委託会社の資本金の額: 2億3,872万円

発行可能株式総数: 20,000株

発行済株式総数: 6,859株

最近5年間における資本金の額の増減: 2021年3月31日に資本金2億3,105万円に増資

2022年3月31日に資本金2億3,325万円に増資

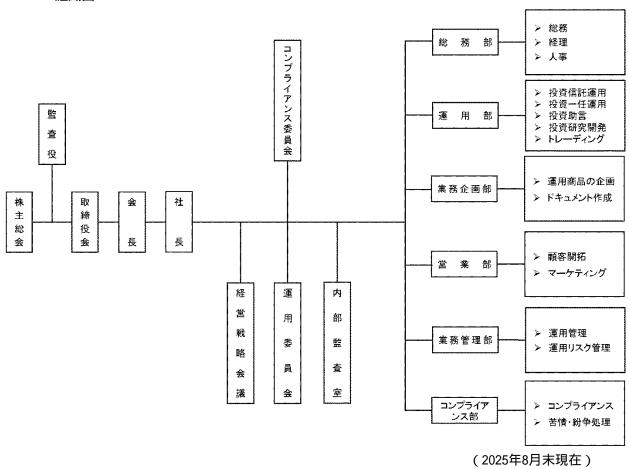
2024年3月31日に資本金2億3,705万円に増資

2025年3月31日に資本金2億3,872万円に増資

## (2) 委託会社等の機構

委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、また必要に応じて副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

組織図



#### 投資運用の意思決定機構

- a. 運用部に所属するファンドマネジャーは国内外の経済環境や投資環境を分析し、その相場展望に基づく月次又は臨時の運用実施方針を作成します。
- b.「運用委員会」は運用部から提出された運用実施方針を「コンプライアンス委員会」より上程され た運用リスク管理案や事故報告等を踏まえて総合的に審議し、月次の運用方針および各ファンドの 運用計画を決定します。
- c. 各ファンドマネジャーは定められた運用方針・運用計画に基づき、日々の資産配分・銘柄選択等を 決定し、トレーダーに売買に関する指図をします。
- d.「コンプライアンス委員会」は、原則として月次で運用実績・パフォーマンスを分析評価し、必要に応じて運用リスク管理案等を「運用委員会」へ上程します。
- e.「運用委員会」は、常勤取締役、常勤監査役、運用部長、コンプライアンス部長、業務管理部長、 その他代表取締役に指名された者で構成し、原則として月次で開催される他、必要に応じて臨時で 開催されます。

(2025年8月末現在)

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資 一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商 品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

2025年8月末現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。

(親投資信託を除きます。)

## ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	28本	45,895,347,435 円
単位型株式投資信託	5本	8,796,708,125 円
合 計	33本	54,692,055,560 円

## 3 【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

# (1) 【貸借対照表】

		(単位:千円
	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
 資産の部	2021-073011	2020-0/301Д
流動資産		
現金及び預金	439,541	456,05
前払費用	7,763	1,99
未収運用受託報酬	94,224	8,45
未収委託者報酬	168,039	135,71
未収還付法人税等	-	10,58
立替金	5,656	5,84
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,153	1,17
その他	4	
流動資産合計	716,384	619,8
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 977	1 79
器具備品	1 130	1 2
その他	678	3
有形固定資産合計	1,786	1,3
無形固定資産		·
ソフトウェア	9,662	7,7
無形固定資産合計	9,662	7,7
投資その他の資産	0,002	.,.
投資をの他の資産 投資有価証券	11,821	4,8
役員に対する長期貸付金	2,302	1,1
差入保証金		
	4,520	4,6
繰延税金資産 	9,082	2,6
投資その他の資産合計	27,726	13,1
固定資産合計	39,174	22,2
資産合計	755,558	642,0
負債の部		
流動負債		
預り金	15,829	4,4
未払金	10,628	8
未払手数料	68,402	55,6
未払費用	87,342	24,7
未払法人税等	34,542	1,0
未払消費税等	7,674	6,2
その他	5,882	6,4
流動負債合計	230,302	99,4
加到克德古司 固定負債	230,302	33,4
		0
長期未払金	-	3
固定負債合計	-	3
負債合計	230,302	99,7
純資産の部		
株主資本		
資本金	237,050	238,7
資本剰余金	,	-,
	100,050	101,7
資本準備金	11111 11.111	

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

		1 一
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	190,325	202,030
利益剰余金合計	190,325	202,030
株主資本合計	527,425	542,480
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,168	170
評価・換算差額等合計	2,168	170
純資産合計	525,256	542,309
負債純資産合計	755,558	642,098

# (2) 【損益計算書】

				(単位:十円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2023年4月1日	(白	2024年4月 1 日
	-		(自	
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業収益				
運用受託報酬		217,989		107,478
委託者報酬		656,353		614,921
営業収益合計		874,343		722,399
営業費用				
支払手数料		276,518		253,789
1		·		
広告宣伝費		5,606		3,505
調査費		69,428		72,167
調査費		67,974		70,761
委託調査費		1,453		1,405
営業雑経費		2,919		2,944
通信費		1,623		1,590
協会費		1,266		1,305
諸会費		30		48
営業費用合計		354,472		332,407
		·		·
一般管理費				
		220 266		250 611
給料		328,266		250,611
役員報酬		77,696		77,696
給与手当		204,549		153,984
役員賞与		5,808		-
賞与		40,212		18,931
福利厚生費		25,887		26,220
交際費		3,137		2,336
旅費交通費		8,685		8,126
租税公課		6,222		4,713
不動産賃借料		6,908		6,933
固定資産減価償却費		1,022		2,914
a a a a a a a a a a a a a a a a a a a		33,873		37,471
一般管理費合計		414,004		339,327
以后任見口口		414,004		339,321
77 715 Tu 24		405,000		E0 004
営業利益		105,866		50,664
営業外収益				
受取利息		68		288
受取配当金		90		320
その他		15		57
		174		665
台来が以至口前 		174		000
W NK (Lither				
営業外費用				
ファンド償還費用		2,114		-
投資有価証券償還損		43		2,662
解約違約金		_		1,171
その他		0		42
さめ他   営業外費用合計				
吕耒介員用口司  		2,158		3,876
経常利益		103,882		47,453
税引前当期純利益		103,882		47,453
法人税、住民税及び事業税		39,601		8,901
法人税等調整額		4,932		6,470
法人税等调整領   法人税等合計		34,669		15,372
当期純利益		69,213		32,080

## (3) 【株主資本等変動計算書】

## 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益	利益剰余金 合計	株主資本 合計
ALCHE V The				剰余金		
当期首残高	233,250	96,250	96,250	131,072	131,072	460,572
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行 使)	3,800	3,800	3,800			7,600
剰余金の配当				9,960	9,960	9,960
当期純利益				69,213	69,213	69,213
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)						
当期変動額合計	3,800	3,800	3,800	59,253	59,253	66,853
当期末残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425

	評価・換		
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,906	1,906	458,665
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行 使)			7,600
剰余金の配当			9,960
当期純利益			69,213
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)	262	262	262
当期変動額合計	262	262	66,590
当期末残高	2,168	2,168	525,256

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	
当期首残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425	
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行 使)	1,675	1,675	1,675			3,350	
剰余金の配当				20,376	20,376	20,376	
当期純利益				32,080	32,080	32,080	
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)							
当期変動額合計	1,675	1,675	1,675	11,704	11,704	15,054	
当期末残高	238,725	101,725	101,725	202,030	202,030	542,480	

	評価・換		
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	  純資産合計 
当期首残高	2,168	2,168	525,256
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行 使)			3,350
剰余金の配当			20,376
当期純利益			32,080
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)	1,997	1,997	1,997
当期変動額合計	1,997	1,997	17,052
当期末残高	170	170	542,309

#### 注記事項

## (重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物
 8~15年

 器具備品
 4~10年

## (2)無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

## (1) 運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、当該金額が確定したときに計上します。

#### (2)委託者報酬

委託者報酬は当社が運用・管理を行うファンドに係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は対象となるファンドの信託約款に基づき超過収益が発生した場合に収益に一定率を乗じて算出された報酬金額を、当該金額が確定したときに計上します。

## (重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	9,082千円	2,611千円

#### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。 繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	2,239千円	2,425千円
器具備品	1,624千円	1,824千円

## (損益計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,640	152	-	6,792

## (変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 152株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる		当事業年度末			
7/9.64	株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	残高

			 业为用山首 ( 7)国
ストック・オプショ ンとしての第 4 回新 株予約権			
ストック・オプショ ンとしての第 5 回新 株予約権			
ストック・オプショ ンとしての第 6 回新 株予約権			
ストック・オプショ ンとしての第7回新 株予約権			
ストック・オプショ ンとしての第 8 回新 株予約権			

## 4. 配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,960	1,500	2023年3月31日	2023年6月19日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,792	67	-	6,859

## (変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 67株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

内訳 目的となる 株式の種類			当事業年度末			
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	残高
ストック・オプショ ンとしての第 4 回新 株予約権						

			有価	証券届出書(内国	投資信託受益証券)
ストック・オプショ ンとしての第 5 回新 株予約権					
ストック・オプショ ンとしての第 6 回新 株予約権					
ストック・オプショ ンとしての第 7 回新 株予約権					
ストック・オプショ ンとしての第 8 回新 株予約権					

## 4. 配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,288	1,500	2025年3月31日	2025年6月23日

(注)2025年6月20日開催の定時株主総会において、決議する予定であります。

## (リース取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、 通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また、当社設定私 募投信の当初運用資金として、有価証券を取得しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先の信用リスク)の管理

預金の預入先の信用リスクについては、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減 を図っております。

#### 市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会 において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

#### 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

## 前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	3,455	3,455	0
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	11,821	11,821	
資産計	15,276	15,276	0

<sup>(\*)</sup>現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## 当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 ( 千円 )	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	2,302	2,302	0
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	4,819	4,819	
資産計	7,121	7,121	0

<sup>(\*)</sup>現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

#### (注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1 年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	439,541			
(2) 未収運用受託報酬	94,224			
(3) 未収委託者報酬	168,039			
(4) 立替金	5,656			
(5) 役員に対する長期貸付金	1,153	2,302		
合計	708,615	2,302		

## 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1 年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	456,056			
(2) 未収運用受託報酬	8,451			
(3) 未収委託者報酬	135,718			
(4) 立替金	5,840			
(5) 役員に対する長期貸付金	1,171	1,130		
合計	607,238	1,130		

## 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定

に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

# (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価					
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
投資信託	-	11,821	-	11,821		
資産計	-	11,821	-	11,821		

## 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価					
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
投資信託	-	4,819	-	4,819		
資産計	1	4,819	-	4,819		

# (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価					
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
役員に対する長期貸付 金	-	3,455	-	3,455		
資産計	-	3,455	-	3,455		

## 当事業年度(2025年3月31日)

区分	時価			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付	-	2,302	-	2,302
金				

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資産計	-	2,302	-	2,302	

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

## 役員に対する長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

## 前事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
		(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	2,386	1,990	396
	小計	2,386	1,990	396
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	9,435	12,000	2,564
	小計	9,435	12,000	2,564
合計		11,821	13,990	2,168

## 当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
		(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	3,226	2,990	236
	小計	3,226	2,990	236
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	1,593	2,000	406
	小計	1,593	2,000	406
合計		4,819	4,990	170

## 2.売却したその他有価証券

前期事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日) 該当事項はありません。 (ストック・オプション等関係)

- 1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模、変動状況
  - (1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名	当社取締役3名 当社従業員5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式300株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2014年7月25日	2016年3月31日	2017年6月9日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2014年6月27日 至 2016年7月31日	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日
権利行使期間	自 2016年8月 1日 至 2024年6月30日	自 2018年4月 1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月 9日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員5名	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2018年5月31日 2019年5月31	
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2020年6月 1日 至 2028年5月15日	自 2021年6月 1日 至 2029年5月15日

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第4回 新株予約権	第 5 回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末					
付与					
失効					
権利確定					
未確定残					

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

権利確定後 (株)					
前事業年度末	10	310	305	450	453
権利確定					
権利行使		17	50		
失効	10				
未行使残		293	255	450	453

## 単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正 な評価単価(円)					

(3)付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ス トック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっておりま す。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式に よっております。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採 用しております。

(5)ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源 的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日におけ る本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計 42,173千円

当事業年度において行使されたストック・オプションの本源的価値の合計 1,947千円

## (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,273千円	54千円
未払費用	6,808	2,557
その他有価証券評価差額金	663	53
繰延税金資産小計	9,746	2,665
将来減算一時差異等の合計に係 る評価性引当額	663	53
評価性引当額小計	663	53
繰延税金資産合計	9,082	2,611
繰延税金資産(純額)	9,082	2,611

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2024年3月31日 )	当事業年度 ( 2025年3月31日 )
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.2
住民税均等割額	0.3	0.6
その他	-	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4	32.4

## 3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する 事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見 込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算し ております。

この税率変更による影響は軽微であります。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アセットマネジメント業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

		( 1 1 1 1 1 2 7
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
営業収益	874,343	722,399
運用受託報酬	217,989	107,478
基本報酬	102,549	107,478
成功報酬	115,440	-
委託者報酬	656,353	614,921
基本報酬	655,029	599,457
成功報酬	1,323	15,463

## (セグメント情報等)

#### 1.セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

営業収益

## 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

日本	区欠州	合計
668,753	205,589	874,343

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

日本	欧州	合計
627,413	94,985	722,399

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

## 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名	
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	199,294	-	

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	94,156	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

1.関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株 主の子 会社	1 /// 11/-	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の 販売	支払手数料 (注)1	46,511	未払手数料	12,057

- (注) 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 取引条件及び取引条件の決定方針等 一般取引条件と同様に決定しております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

1.関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主の子 会社	日産証券 株式会社 ( 券が) が ( 会社 )	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の 販売	支払手数料 (注)1	38,103	未払手数料	8,219

- (注) 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 取引条件及び取引条件の決定方針等 一般取引条件と同様に決定しております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	77,334.63円	79,065.42円
1 株当たり当期純利益金額	10,404.86円	4,719.87円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
当期純利益 ( 千円 )	69,213	32,080
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	69,213	32,080
普通株式の期中平均株式数(株)	6,652	6,797

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される 事実は発生していません。

# 第2 【その他の関係法人の概況】

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

· 名称 三井住友信託銀行株式会社

・資本金の額 342,037百万円 (2025年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する

法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## <再信託受託会社の概要>

・名称 株式会社日本カストディ銀行

・資本金の額 51,000百万円 (2025年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する

法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再

信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のす

べてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
今村証券株式会社	857百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	       
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金  融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
岡三にいがた証券株式会社	852百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
大熊本証券株式会社	343百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
株式会社SBI新生銀行		
(委託金融商品取引業者	140,000百万円	
マネックス証券株式会社)		銀行法に基づき銀行業を営んでいま
株式会社イオン銀行		<b>ं</b> चं
(委託金融商品取引業者	51,250百万円	
マネックス証券株式会社)		

## 2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## 3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

日産証券株式会社の親会社である、日産証券グループ株式会社は、委託会社の株式を14.58%保有しています。

アイザワ証券株式会社の親会社である、アイザワ証券グループ株式会社は、委託会社の株式を8.02% 保有しています。

(2025年8月末現在)

## 第3【その他】

(1) 交付目論見書の表紙等への記載事項について、以下の事項を記載することがあります。

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨 目論見書の使用開始日を記載することがあります。

金融商品取引法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはそ の旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の表紙等に当ファンドおよび委託会社のロゴ・マークや図案等を記載することがあります。
- (3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 独立監査人の監査報告書

ファイブスター投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

2025年6月16日

イデア監査法人 東京都中央区

> 指定社員 業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状 況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業 年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記 について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ファイブスター投信投資顧問株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営 成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準に おける当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施 していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正 に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するた めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表 示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明 することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利 用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監 査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎とな る十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討す
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合 理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められ るかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において 財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない 場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書 日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できな くなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠してい るかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎と なる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

EDINET提出書類

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

ファイブスター投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公 認 会 計 士 立 野 晴 業務執行社員 朗

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベトナム・ロータス・ファンドの2024年1月20日から2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベトナム・ロータス・ファンドの2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月24日

ファイブスター投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

> イデア監査法人 東京都中央区 指定社員

> > 業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベトナム・ロータス・ファンドの2025年1月21日から2025年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベトナム・ロータス・ファンドの2025年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年1月21日から2025年7月20日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

EDINET提出書類

ファイブスター投信投資顧問株式会社(E27917)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に より記載すべき利害関係はない。

> 以 上

(注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。